

# 大阪市の都市型保育所における屋外活動空間の利用実態に関する研究

## A Study of The Space Usage for Outdoor Activities in Urban Nursery Schools of Osaka City

○関川 華<sup>\*1</sup>, 馬岡 諒<sup>\*2</sup>

SEKIKAWA Hana, UMAOKA Ryo

After the year 2018 Osaka city accomplished the quantity goal about the provision of nursery facilities. But the considerations regarding qualitative goal seem to be lacking. In this paper, the actual situation of the urban spaces used by the “urban nursery schools” which don’t have enough garden space inside the nursery premises. It became clear that the mid-rise buildings are increasingly used as nursery school in Osaka city. Specially the high-rise buildings are used in central urban city. Their garden area is below the official standards of establishment, they use the city parks in a neighborhood or the open spaces managed by community association.

キーワード：都心居住，共働き子育て世帯，都市型保育所，大阪市

Keywords: *Urban Living, Dual-Income Households with Child(ren), Urban Nursery School, Osaka City*

### 1. 序 論

#### 1) 背 景

大阪市では 1960 年代後半に人口が郊外に流出したことから、1970 年代からは政策的誘導により夜間人口を増やそうと模索している（岡：2014）<sup>文1) 注1)</sup>。1990 年代前半のバブル経済崩壊後、2000 年代には大阪市都心部の実勢地価は下落し、マンション販売価格や家賃額が下降した。それにより 20 歳代後半から 30 歳代前半の若年層や 60 歳以上の高齢層が都心回帰するに至った（實：2007）<sup>文2)</sup>。都心を選ぶ若年層のうち、子育て世帯については「仕事及び経済的条件による居住立地限定的傾向が強」<sup>注2)</sup>いと指摘されている（高田ら：1991）<sup>文3)</sup>。また共働きの子育て世帯の場合は、親世代よりも保育所を頼る傾向があり<sup>文4)</sup>、職場と保育所との移動時間を短縮できる距離圏に住まわざるを得ない状況にあると言われている<sup>文5)</sup>。上記より都心部における保育所の整備は、都心居住を促したい大阪市と都心居住を選ばざるを得ない共働き子育て世帯にとっての課題となっている。

それを受け、大阪市では他の自治体と同様に、既存建物の一角に併設された保育所や、敷地内屋外遊戯場（以下、園庭）を十分に確保できずその代替空間（以下、園庭代替空間）を敷地外に持つ保育所の整備が進んでいる<sup>注3)</sup>（以下、都市型保育所）。その性質上、都市型保育所の園児は屋外活動時には積極的に周辺の都市環境を利用することが想定されており、園庭代替空間やそこにアプローチするための街路などの都市空間についても、その質的整備の重要性が指摘されている<sup>文6) ~文9)</sup>。

その園庭代替空間に関する基準をみると（表 1）、面積や所有権の規定はあるが、その他の安全性や距離については漠然とした記述に留まっている。また、園庭代替空間の利用実態の把握状況については東京都や横浜市、名古屋市における研究がみられるのみである<sup>文10) ~文14)</sup>。大阪市では待機児童対策の結果、2018 年に保育所の量的目標が一定程度達成したところであり、急速に整備された都市型保育所の園庭代替空間の利用実態を把握し、その整備に対する知見を述べた資料は少ない。

\*1 近畿大学建築学部、准教授、博士（工学）

\*2 永大産業株式会社、学士（建築学）

Faculty of Architecture, Kindai Univ., Associate Prof., Dr. Eng.  
Eidai Co., Ltd., B. Architecture

表 1 園庭と園庭代替空間に関する設置基準

保育所 <sup>※1</sup>	満2歳以上の園児数に3.3㎡を乗じて得られた面積(屋上の面積を算入可、園庭代替空間の面積算入可)
	園庭代替空間は、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保されていること 園庭代替空間は、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度であること 園庭代替空間までの移動に当たって安全が確保されていれば、保育所と隣接する必要はない 園庭代替空間は、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有する者が地方公共団体または公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば良い
認定こども園	以下のうちいずれか大きい面積を確保する(満2歳以上の園児数に3.3㎡を乗じて得られた面積、満3歳以上の園児数に3.3㎡を乗じて得た面積、もしくは学級数に応じて規定の算出式で求められる面積)
	原則同一敷地内、隣接する位置に設置すること 園庭代替空間の面積算入不可(現行法以前に認定された施設では可) <sup>※4</sup> 屋上の面積を原則算入不可(要件を満たす場合は可) <sup>※4</sup>
保育所型 <sup>※5</sup> 保育所の設置基準に準ずる	

※1 厚生労働省:児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第6項(1948(昭和23)年)  
 ※2 厚生労働省:厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知月(待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について)[2001(平成13)年3月]  
 ※3 内閣府・文部科学省・厚生労働省:幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項(2014(平成26)年)  
 ※4 内閣府:子ども・子育て支援新制度説明会資料3「幼保連携型認定こども園の認可基準について」[2014(平成26)年1月]  
 ※5 大阪市:大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する審査基準[2017(平成29)年2月]

表 2 調査内容

I.文献調査項目	内容
①対象施設の属性	総保育面積、認可定員、利用定員、建物高さ、利用部分など
②屋外活動空間	園庭の有無、園庭面積、園庭代替空間の有無、園庭代替空間の面積など
II.アンケート調査項目	内容
③回答者の属性	保育施設名、回答者の担当園児年齢など
④保育施設の活動空間の利用実態	園舎と園庭の関係、園庭と屋上での遊び方、遊ぶ時間などの利用実態
⑤園庭代替空間の利用実態	園庭代替空間の種類、園庭代替空間における遊び方、園庭代替空間の利用頻度、交通手段、移動時間、一回の利用人数、お散歩中に園児が喜ぶ場面
III.インタビュー調査項目	内容
⑥保育者からみた園外活動空間の評価	お散歩中に園児が喜ぶ場面、敷地内外における遊び方の違いなど

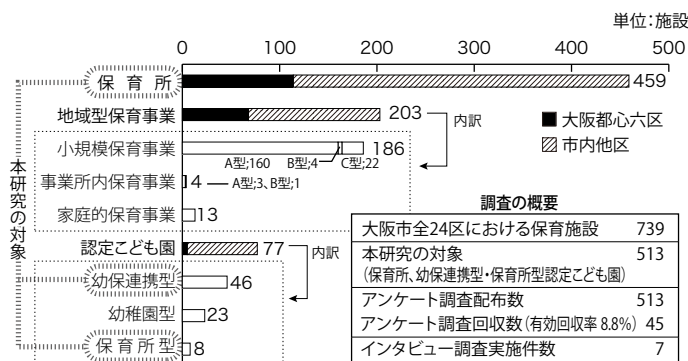


図 1 大阪市における保育施設 (2020年3月) と調査概要

2) 研究の目的と既往研究からみた本研究の位置付け

以上のような背景より、本研究では①大阪市における都市型保育所の概要を整理し、②園庭と園庭代替空間の利用実態について明らかにすることで、大阪市内の都市型保育所の質的な整備指針を考えるための基礎的知見を得ることを目的とする。

保育所や小規模保育施設の園庭代替空間に関する研究は2008年頃から、横浜市や東京都区部などの首都圏をフィールドにしたものがある。横浜市では1997年、東京都区部では2001年から各自自治体が独自の設置基準を設けた保育施設があり、それらを含む小規模保育施設の園外活動の実態を捉えた研究がある<sup>注4)</sup>。

小池らは敷地内の園庭と園庭代替空間との間には遊びの種類や質に違いがあるとし、「中間領域」という概念を用い、公園などの目的地だけでなくその経路そのものも重要な保育空間であることを示した<sup>注5)</sup>。三輪ら、松橋らは、園庭代替空間としての公園や、園外活動で利用される街路や経路地など都市環境全体を地域資源とみなし、その利用実態を捉えている<sup>注6)</sup>。浦田らも同様に、屋外活動では目的地だけでなく「より道」のルートを計画することの重要性に触れている<sup>注7)</sup>。2010年頃からは、園外活動の移動プロセスやその空間に保育空間とし

ての可能性を見出す研究がみられる。山田は東京都、京都市、大阪市の小規模保育拠点において、屋外保育空間となりうる都市環境の評価を保育者の視点から明らかにしている<sup>注8)</sup>。太幡らは名古屋市の「園庭のない小規模施設」、本研究における都市型保育所の園児の散歩行動を調査し、街路の状況と合わせてその行為の質と量との関係性を把握している。都市の街路空間が子どもの育ちを支える空間としての重要性を持ち、その環境整備への課題点をまとめている<sup>注9)</sup>。

既往研究では、園庭と園庭代替空間のみならず、それまでに移動する街路などの都市環境を保育空間と捉えているものが多い。本研究ではこの視点に倣い、園庭と園庭代替空間に加え、その間の都市空間を小池らの中間領域という概念を援用し、3つの空間の「安全性」と「遊び」の質などを保育者の視点から明らかにする。また、本研究の対象である大阪市における屋外活動空間の研究については、小規模保育拠点に限定した調査研究がされているに留まっている。本研究では大阪市の都市型保育所の総合的な概要を知るために、大阪市内の保育所及び認定こども園の幼保連携型と保育所型を調査対象とする。そのうち園庭の面積を園庭代替空間を含めて申請している保育所を都市型保育所と定義する。

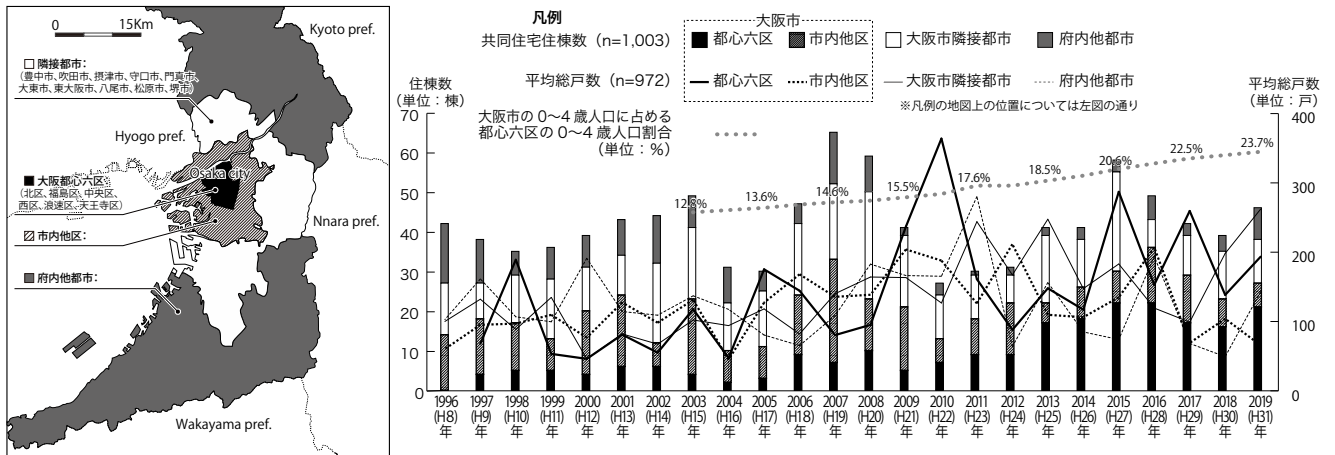


図2 不動産情報からみた大阪市内における共同住宅の建設の動向と0~4歳人口割合の変化

3) 研究の方法

①大阪市内における都市型保育所の概要の整理

研究目的を達成するために以下の2つの課題を設定した。一つ目は、大阪市内の都市型保育所の建築、運営の概要を整理することである。そのために大阪市が公開している「保育施設等一覧(2020年3月時点)」から、大阪市の全24区の施設の情報(n=739)を収集し、表2の調査内容に当たる情報を抽出、整理した。うち、本研究の分析対象とする認可保育所(保育所、幼保連携型認定こども園、保育園型認定こども園)は513件であった。調査対象の概要を図1に示す。

②園庭と園庭代替空間の利用実態の把握

二つ目の課題は、園庭と園外活動で利用する園庭代替空間の利用実態を把握する。前出の513件の保育所に対し、アンケート調査を実施した。調査期間である2020年10月から11月の大阪市はCOVID-19のイエローステージ期間(大阪モデル)とされ、感染防止対策の観点上、保育所への訪問調査依頼は自主的に控えることとした。非接触による調査手法として、アンケート作成、管理ソフトによってweb上に質問項目の回答入力ページを開設し、調査対象である各保育所には、回答入力ページのアドレスをQRコード(二次元コード)に変換し、それを印字した調査依頼を郵送配布した。一週間の留置期間を設け、各保育所の代表者に回答を依頼した。有効回答回収数は45件であり、有効回答の回収率は8.8%である。調査内容は表2の通りである。

さらに、中間領域における園児の様子(お散歩中に園児が喜ぶ場面)と保育者の注意点を把握するため、電話によるインタビュー調査をアンケート調査の回答者(n=7)に対して行った。

2. 大阪市内における都市型保育所の概要

1) 大阪市内における都心居住の動態

図2は、不動産情報サイトから市場に出ている大阪市内の共同住宅(n=1,537)のうち、建築年が2006年以降のもの(n=1,003)について情報を整理したもの<sup>注10)</sup>である(調査時期は2020年4~7月)。それに加えて、大阪市の住民基本台帳「行政区別5歳階級別人口」を基に0~4歳人口を表している。これをみると2011年頃から大阪市内、特に北区、福島区、中央区、西区、浪速区、天王寺区の都心六区における共同住宅(住棟ベース)が占める割合が増えている。その傾向は住民基本台帳からも確認できる。都心六区の世帯数を見てみると2003年では約20万世帯であったものから2019年には約33万世帯へと169.1%(2003年比)増加している。それに対し、大阪市他区の世帯数は2003年から2019年には118.1%(2003年比)の増加にとどまっている。都心居住がここ10年でより顕著になってきていることがわかる。

また図2の0~4歳人口の割合を見ると、大阪市内における0~4歳人口に占める都心六区の0~4歳人口は漸次増加していることがわかる。加えて、住民基本台帳から0~4歳人口をみると、都心六区では2019年に2.5万人弱であり、2003年に比べて172.8%へと増加している。一方、大阪市他区の0~4歳人口は2019年に10.4万人弱であり、2003年に比べると81.6%へと減少している。

大阪市の都心六区では他区に比べてここ10年で世帯数が増えている。未就学児である0~4歳児の人口は世帯数よりも増加率が高い。0~4歳人口については大阪市内他区では減少傾向にあることから、保育施設の利用ニーズが高い世帯が都心六区を中心に継続的に増加していることが推察される。

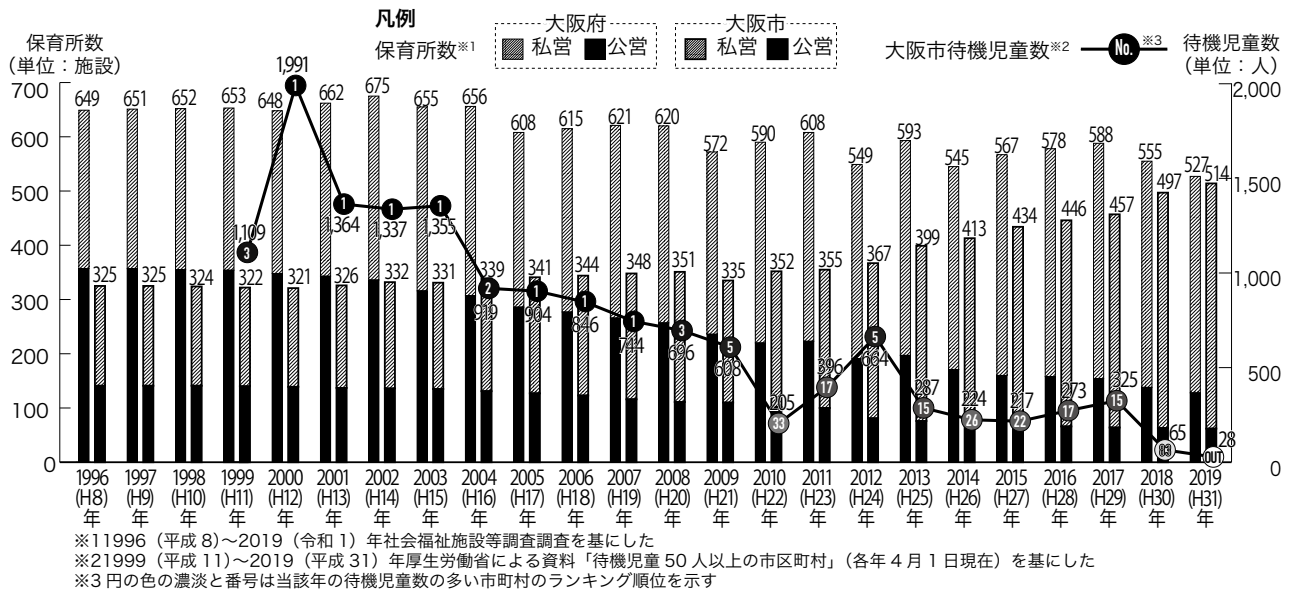
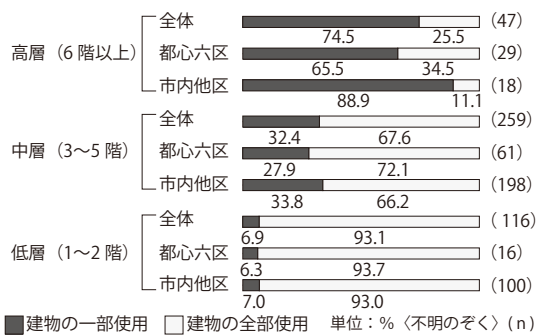
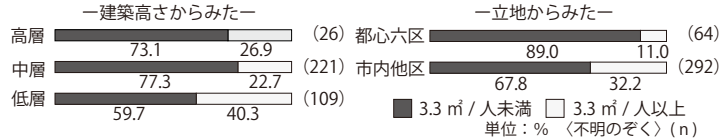


図3 大阪府及び大阪市における保育所数と大阪市待機児童数の経年推移



※「建物の高さ(低/中/高層)」と「保育所として使用している空間(一部/全部)」とのクロス集計結果に対する $\chi^2$ 検定結果: $p=9.307 \times 10^{-17}$ ,\*\*\*  
 $p$ -value( $p$ ): \*  $p < 0.1$ ; \*\*  $p < 0.05$ ; \*\*\*  $p < 0.01$  (以降、検定結果は当表記を用いる)



※1「建物の高さ(低/中/高層)」と「園庭面積(1人当たり3.3㎡未満/1人当たり3.3㎡以上)」とのクロス集計結果に対する $\chi^2$ 検定結果: $p=0.003$ ,\*\*\*  
 ※2「立地(都心六区/市内他区)」と「園庭面積(1人当たり3.3㎡未満/1人当たり3.3㎡以上)」とのクロス集計結果に対する $\chi^2$ 検定結果: $p=0.001$ ,\*\*\*  
 ※1 園庭面積が3.3㎡/人未満の保育所における「建物の高さ(低/中/高層)」と「園庭代替空間の利用の記載(あり/なし)」とのクロス集計結果に対する $\chi^2$ 検定結果: $p=0.052$ ,\*  
 ※2 園庭面積が3.3㎡/人未満の保育所における「立地(都心六区/市内他区)」と「園庭代替空間の利用の記載(あり/なし)」とのクロス集計結果に対する $\chi^2$ 検定結果: $p=0.024$ ,\*\*

2) 大阪市の保育所の建物概要

図3は大阪市における認可保育所の整備状況の経年推移について示したものである。大阪市の1999年時点で1,109人の待機児童を抱え、2009年までは全国的に待機児童数が多い市町村のランキングの上位を占め2019年には500施設を超えるに至っている<sup>注11)</sup>。また2015年から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことで保育所の他に認定こども園や小規模保育事業の認定を促進したことにより、特に0~2歳児の受け入れが進み、待機児童数が50人未満にまで減っている。結果的に大阪市内の保育園数は、府内の9割強を占めるまでになっている。中でも私営の認可保育所の設置を進め、近年になってようやく量的な充足に到達したという状況である。

① 保育所の園庭

図4は文献調査によって得られた2020年時点の大阪市内の保育所(n=513)の建築概要について示したもの

である。保育所が含まれる建築は概ね3~5階建ての中層が6割を占め、次いで低層(1~2階)が3割弱、高層(6階以上)が1割程度に留まる。低層のものは一棟全てを利用する(以下、全部使用)場合がほとんどで、中層のものは7割程度が全部使用をしている。高層になるとその割合は3、4割に減少し、高層化するほど建築の一部を利用する(以下、一部利用)の保育所が多くなる( $\chi^2$ 検定結果:1%水準で有意差あり、 $p=9.307e-17$ )。これは、中高層のビルやマンションのテナントの一つとして保育所が配置されている都市型保育所の現状を示唆している。その傾向は、都心六区に比べて市内他区で顕著であることがわかる。

図5は保育所の認可定員園児一人あたりの園庭の面積を示したものである。保育所設置基準を参考に園児(2歳以上)一人につき3.3㎡を基準として分析したところ、3.3㎡/人未満のものは全体の7割を占め、低層に比べて

表3 認可定員園児一人あたりの園庭の平均面積  
—建築概要及び立地からみた—

	高層			中層			低層		
	一部	全部	全体	一部	全部	全体	一部	全部	全体
都心六区	1.2	1.2	1.2	1.9	1.6	1.6	3.0	3.1	3.0
市内他区	4.2	3.6	4.1	3.7	2.6	3.0	5.9	3.7	3.8

凡例 ■ 3.3 m<sup>2</sup>/人未満 □ 3.3 m<sup>2</sup>/人以上 単位: m<sup>2</sup>

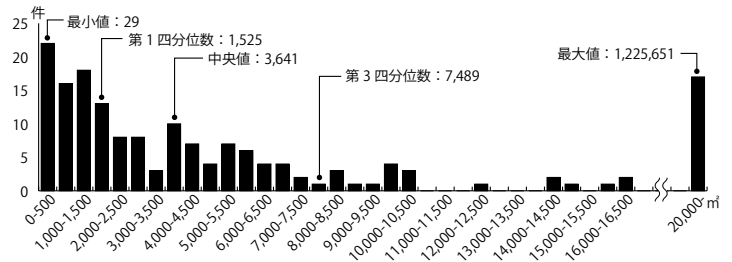


図7 園庭代替空間（公園）の面積分布

担当する園児の年齢	園舎と園庭の関係	園内の屋外で遊ぶ時間
0~2歳のみ 28.9	44.4	園庭なし 43.2
3~5歳のみ 22.2	22.2	L字型 72.6
0~5歳 15.6	園庭あり 8.9	コの字型 90.0
不明 33.3	2.2	口の字型 120.0
計 (n=45) 100.0	15.6	I字型 102.9
単位: %	6.7	屋上・テラス型 85.0
	100.0%	合計 全体 73.4分/日あたり

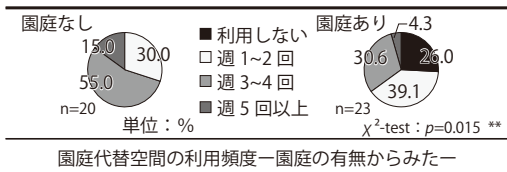


図8 園庭と園舎との関係と園庭代替空間の利用状況

中高層に多くみられた ( $\chi^2$  検定結果: 1%水準で有意差あり、 $p=0.003$ )。立地でみると都心六区が市内他区を上回っている ( $\chi^2$  検定結果: 1%水準で有意差あり、 $p=0.001$ )。十分な広さの園庭の確保が難しくなる傾向は、建物高さで言えば中高層、立地では都心六区で顕著となる。園庭面積が 3.3 m<sup>2</sup>/人を下回るもののうち、園庭代替空間の利用に関する記載があるものは、5~7 割程度みられた (図 6)。建物高さからみると、記載があるものは中高層のものに若干多く ( $\chi^2$  検定結果: 10%水準で有意差あり、 $p=0.052$ )、立地でみると都心六区が市内他区を上回っている ( $\chi^2$  検定: 5%水準で有意差あり、 $p=0.024$ )。これは大阪市への各保育園の申請に基づく「保育施設等一覧」を分析したものであり、実際には園外活動として公園などを利用している保育所は上記のデータよりも多いと推察されるが、少なくとも全体の7割程度の保育所が園庭代替空間を利用する園外活動をしており、その傾向が都心六区で顕著であることが確かめられた。

また、都心六区の保育所は市内他区に比べると、低層から高層まで園児一人当たりの園内屋外遊戯場の面積は不足している傾向があることがわかる (表3)。

既往研究<sup>12)</sup>で取り上げられた横浜市の場合と比較してみると、駅から 500m 圏域の商業地域に位置する建築

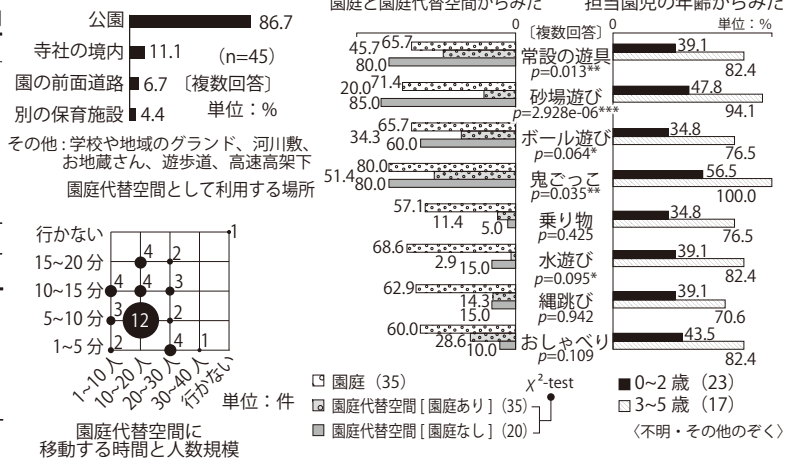


図9 園庭と園庭代替空間における外遊びの違い

の一角に保育施設が開設され、駅までの距離が近くなるほど保育施設の園庭面積が狭くなると報告されている。都心ほど保育所敷地内の園庭面積の確保が難しくなる状況は同じである一方で、認可保育所全体の園児一人当たりの平均園庭面積は 9.9 m<sup>2</sup>/人であるとの記載があることから、本研究で得られた大阪市内の認可保育所の園庭面積は、全体的に狭い傾向にあることが分かる。大阪市は横浜市に比べて都市の面積規模が小さく、人口密度が高い。その点が園庭面積の確保の困難性に起因していると推察されるが、なおさら園庭代替空間の整備への注力が求められると言える。

② 都市型保育所が利用する園庭代替空間

園庭代替空間についてみると、公園が圧倒的に多く (194件)、次いで隣接地 (19件)、寺社境内 (7件)、その他 (47件) がみられた。寺社境内を園庭代替空間にしている保育所のうち6件は運営母体が仏教系の宗教施設であり、その他には町会が管理する会館や広場などが挙げられている。最も多く記載がみられた公園については図7に示す通り、面積が 2,500 m<sup>2</sup>未満の街区公園<sup>13)</sup>に偏りがみられる (中央値は 3,641 m<sup>2</sup>、第1四分位数、第3四分位数はそれぞれ 1,525、7,489 m<sup>2</sup>)。その一方で、少数ではあるが9万m<sup>2</sup>を超えるような大規模な公園を園庭代替空間として利用する保育所の存在も確認できた。

表 4 園庭と園庭代替空間における外遊び「その他」の記述

回答者数	記載 (複数回答)	遊び道具 (遊びの対象)	達成する目的がある (目的志向型)	特定の対象物を中心に展開する (対象志向型)	目的や対象が移り変わる、もしくは (非志向型)
5	たるまさんが転んだ	-	○	○	○
	花いちもんめ	-	○	○	○
	リレー	-	○	○	○
	わらべうた遊び	-	○	○	○
	体育遊び	-	○	○	○
3	木登り	木	○	○	○
	自然栽培	特定の植物	○	○	○
	稲	特定の植物	○	○	○
	リトミック	音源	○	○	○
5	竹馬、跳び箱運動	体操器具	○	○	○
	べったん	べったん	○	○	○
	フラフープ	フラフープ	○	○	○
	ドッチボール	ボール	○	○	○
	サッカー	ボール	○	○	○
2	簡易プール (2)	水、プール	○	○	○
	シャボン玉	シャボン玉	○	○	○
3	キンキンだんご	泥	○	○	○
	落ち葉で遊ぶ	落ち葉	○	○	○
	虫探し・虫取り	虫	○	○	○
4	実のなる木	特定の植物	○	○	○
	タイヤ遊び	タイヤ	○	○	○
	スロープ	スロープ	○	○	○
	ピオトープ	特定の植物・池	○	○	○
	築山	築山	○	○	○
2	散歩散策 (2)	-	○	○	○
	何もしない	-	○	○	○
3	ゲーム遊び	-	○	○	○
	かけっこ (2)	-	○	○	○
1	木登り	木	○	○	○
	土手滑り	ダンボールやそり	○	○	○
5	土手、やまのぼり (2)	築山、土手	○	○	○
	フラフープ	フラフープ	○	○	○
	サーキット遊び	緩衝材、フラフープ	○	○	○
5	簡易プール	水、プール	○	○	○
	シャボン玉 (4)	シャボン玉	○	○	○
	虫取り (4)	虫	○	○	○
	植物採集	草花	○	○	○
10	自然観察 (2)	自然物	○	○	○
	どんぐり拾い (3)	どんぐり	○	○	○
4	散策・探索 (4)	-	○	○	○

●人工物、○自然物

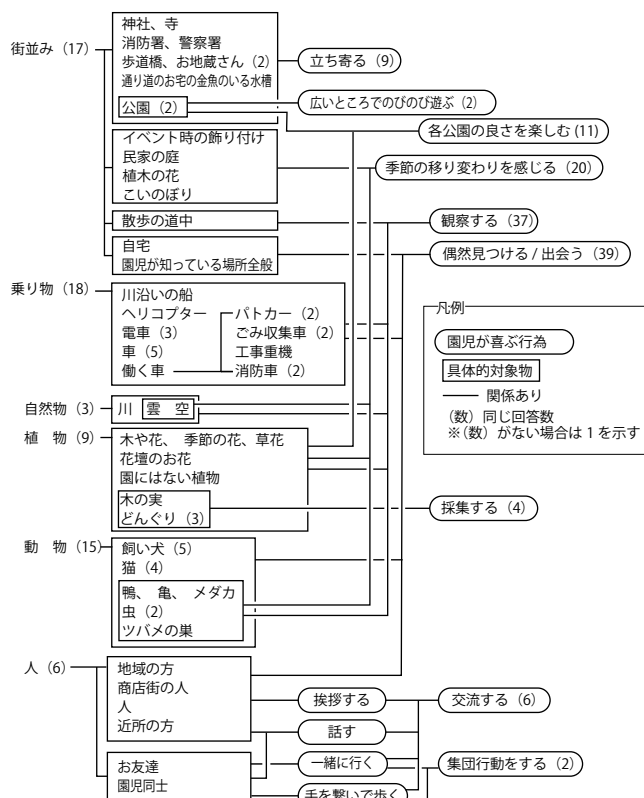


図 10 中間領域で園外活動中の園児が喜ぶ場面

### 3. 園庭と園庭代替空間の利用実態の把握

#### 1) 園庭と園舎との関係と園庭代替空間の利用状況

回答者のうちの 3 割については 0~2 歳児のみを担当しており、残りの 7 割は、園外活動ができる体力が一定程度備わる 3~5 歳までの園児を担当している (図 8)。保育所の園舎と園庭との関係は、「園庭なし」という回答が全体の 4 割強を占めている。「L 字型」や「コの字型」のように、敷地内に園庭を持つ形の園舎は 6 割弱あった。園内の屋外で遊ぶ時間は、園庭を持たない場合は平均的に 1 日あたり 40 分程度で、園庭がある場合の半分にとどまっている (t 検定: 5%水準で有意差あり、 $p=0.425$ )。園庭を持たない保育所で外遊びの時間が短いことは当然の結果ではあるが、園庭の有無によって日常的な外遊びの機会が半減する事実を確認することができる。

園庭代替空間の利用については、園庭がなければ利用頻度が増える傾向が確認された。園庭のない都市型保育所の園庭代替空間の利用は週 3 回以上が 7 割を占める。

園庭代替空間として利用している場所のうち公園利用が 9 割弱を占める。その他、学校や地域のグラウンド、お地蔵さんなど、地域コミュニティが管理するオープンスペースなどがみられた。一方で、遊歩道や河川敷、高架

下など、多様な不特定多数の利用者が想定されるオープンスペースを利用しているケースも確認できた。

園庭代替空間への移動は主に 5~10 分程度という回答がみられ、長くとも徒歩 20 分程度の距離圏の場所を選択している。人数規模は 10~20 人という回答が最も多くみられた。園庭代替空間への移動時間については、東京都内や名古屋市内、横浜市内における既往研究で調査されている<sup>注 14)</sup>。年齢や移動する人数規模によって違いはあるが、本研究の結果と同様に、概ね徒歩 20 分程度の距離圏内が日常的な園庭代替空間として選択される範囲であることが示されている。

#### 2) 園庭と園庭代替空間における外遊びの違い

ここからは園庭と園庭代替空間における外遊びの違いについてみる。まず、回答者が担当する園児の年齢からみると (図 9)、0~2 歳よりも 3~5 歳を担当する回答者の方が、全ての種類の遊びにおいて「園内の外遊びとしてみられる」と回答した割合が高い傾向がみられた。3~5 歳児の遊びの幅が 0~2 歳児に比べて飛躍的に豊かになっていることが確認できる。

園庭と園庭代替空間における外遊びを比較すると、園内でみられていたが園庭代替空間ではみられなくなる遊びがあった。それは、乗り物、水遊び、縄跳び、おしゃ

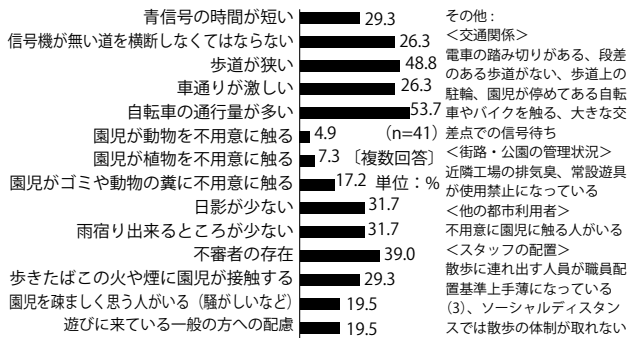


図 11 中間領域における保育者の注意点

べりである。水遊びについては、園舎と園庭の関係からみると「ロの字型」の保育所の園庭で見られる割合が他の外遊びに比べて多い。それを踏まえると、水遊びは園児のプライバシーの観点から公共空間では実施していないと考えられる。乗り物、縄跳び、おしゃべりについては、園庭の有無に関わらず園庭代替空間で行われていない(χ<sup>2</sup>検定結果:有意差なし、0.109 ≤ p ≤ 0.942)。室内や狭い屋外空間であってもできる遊びであり、園庭代替空間での活動としては優先順位が低いとみなされると考えられる。

次に園庭に比べて園庭代替空間の遊びとして回答数と同じ、もしくは増加しているものは、常設の遊具、砂場

遊び、鬼ごっこである。それらについては、特に園庭を持たない保育所の回答が増えている。

その他の遊びとして記載された内容は表4の通りである。遊びの分類は文献15の「遊びの型」を参考にした<sup>15)</sup>。本研究では栗原らの定義をもとに、勝敗や達成する目的が比較的明確な遊びを目的志向型、特定の対象、つまり遊び道具を使用する遊びを対象志向型とした。また非目的志向型には、場所(本研究では園庭や園庭代替空間)や対象の展開が想定される遊びを分類した。結果的に、園庭では人工物を遊び道具(以下、対象)とした目的志向型の遊びがみられるのに対し、園庭代替空間では自然物を対象とした非志向型の遊びがみられる傾向がある。

園庭代替空間では常設の遊具や砂場遊び、鬼ごっこの他に、園児自身が遊びの目的や対象を移ろいながら過ごす利用実態がみられた。

### 3) 中間領域における園児の様子と保育者の注意点

園外活動中の中間領域の空間評価を把握するため、園外活動中の園児が喜ぶ場面(対象や場所及び行為)と保育者の注意点を質問した<sup>16)</sup>。まず、図10は園庭から園庭代替空間までの中間領域において園外活動中の園児が

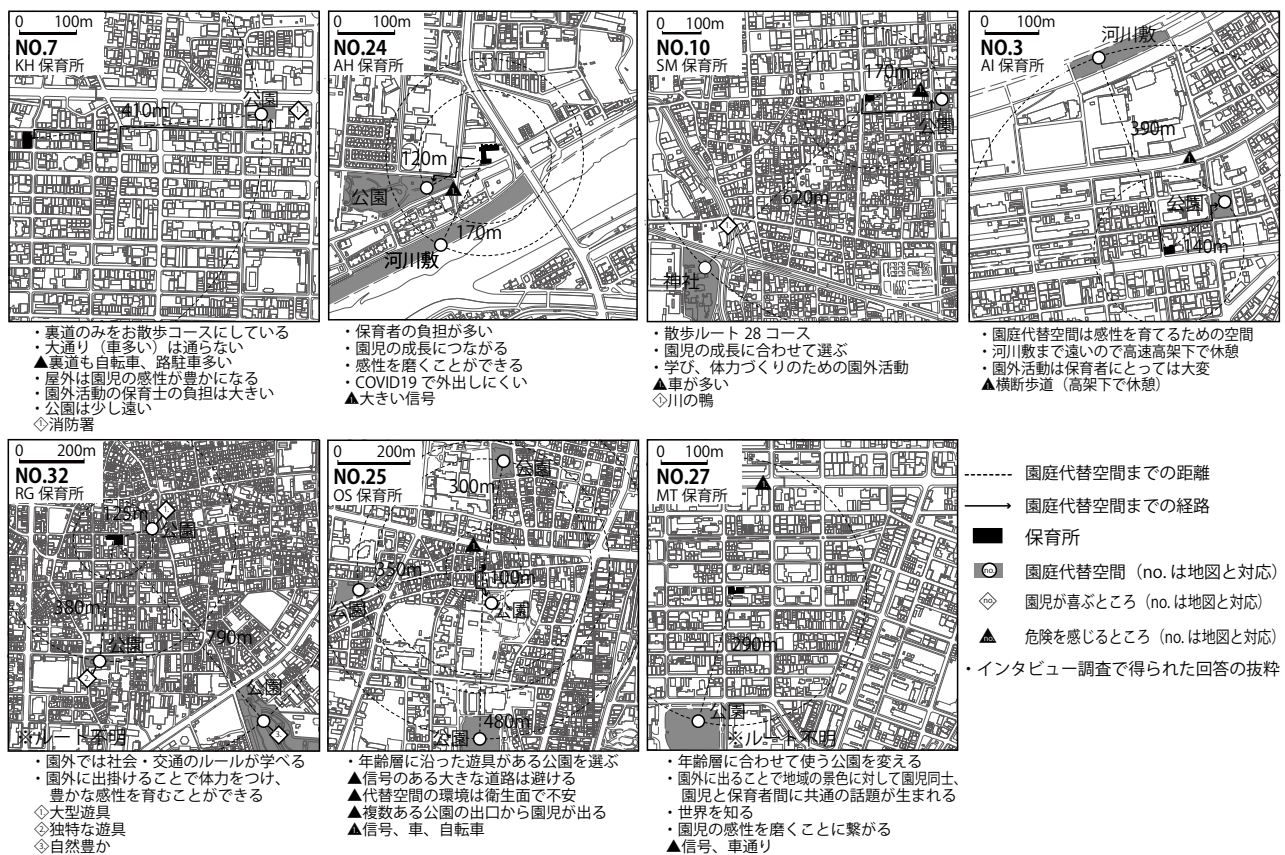


図 12 インタビュー調査から得られた園外活動空間の評価

喜ぶ場面についての記載を、KJ 法を用いて整理したものである。街並みや動物などの対象物を観察したり、集団行動によって活動することを通して喜ぶ場面が指摘されている。具体的な対象物には、都市であるからこそみられる多様な用途の建物、乗り物などが挙げられている。また、地域住民との交流についても園児が喜ぶ場面として記されていた。一方で、図 11 の中間領域における保育者の注意点として、交通安全に関する回答が 5 割程度みられた。次いで不審者の存在 (4 割) や日陰や雨宿りなど天候の変化に応じた対応ができる場所が少ない (いずれも 3 割) という回答が続く。その他、散歩に連れ出す保育者の人数が、これまでの園内での活動に応じた職員配置基準のままでは足りないという意見がみられた。

インタビュー調査で得られた回答をみると (図 12)、園庭代替空間やそれまでの中間領域にあたる園外活動に肯定的な意見を持っている保育所がみられた。意見の内容としては、園児の心身の発達に繋がること (NO. 10、24、32、27) や社会ルールの学びの場となること (NO. 27、32) を挙げている。インタビュー調査で得られた回答の中には、「園外に出ることで地域の景色に対して園児同士、園児と保育者間に共通の話題が生まれる (NO. 27、中層建物一部使用、園庭なし)」こと、「社会・交通のルールが学べる (NO. 32、低層建物全部使用、園庭あり)」こと、「世界を知る (NO. 27、再掲)」ことなどがみられ、身近な地域を通じた学びの場になっていることが示唆された。

また、園庭代替空間の選択についての意見がみられた。一つ目には概ね約 100~200m 圏域に幹線道路を横断しなくても到達できる徒歩圏の公園を選択している (NO. 3、10、24、25、32)。二つ目には、複数の園庭代替空間の中から、園児の成長や季節などに応じて適した公園を選択している状況が明らかとなった (NO. 3、10、24、25、27、32)。その距離は 300~800m 圏域にまで広がりを持っていることがわかった。例えば NO. 32 の RG 保育所では公園にある遊具の種類や自然環境の豊かさに応じて 3 つの公園を選択的に利用している。NO. 10 の SM 保育所では 200m 圏域から 600m 圏域までの範囲の中で 28 の散歩コースを想定して積極的に園外活動に取り組んでいる。

一方、アンケート調査の回答にもみられた、「車や自転車などの交通量の多い道路の信号や横断歩道については特に注意が必要である (NO. 32、再掲)」という意見に加え、「移動時間を伴う園庭代替空間は短い空き時間の園外活動には利用しづらい (NO. 643、中層建物一部使用、

園庭なし)」、など園外活動を引率する保育者の負担や園庭代替空間の選択に対する制約がある点が課題として挙げられていた。

以上より、今回の調査では、園庭自体がないという保育所の存在は珍しいものではないことがわかった。園庭が確保されていたとしても、園内における屋外遊びと園庭代替空間における屋外遊びには本質的な違いがみられた。園庭代替空間は概ね 100~200m 圏域内に確保されていることが多く、その道中における都市の景観や住民との関わり合いが園児の喜ぶ姿につながっていることが確認できた。一方で、引率する保育者にとっての負担感や移動時間がかかることから空間選択の制約があることが明確になった。引率する保育者人数が不足、交通量の多い場所での安全確保、移動時間を要するため園庭を利用するように気軽に園庭代替空間が利用できないこと、園庭代替空間を利用する他の利用者との調整に配慮しなければならないこと、状況に応じて円滑に利用するために複数の園庭代替空間の利用メニューの想定が必要であること、などが挙げられる。

#### 4. 結論

本研究は、大阪市都心部の共働き子育て世帯の居住を支える要となる施設として都市型保育所に着目し、その質的な整備指針を考えるための基礎的知見を得ようとしている。具体的には、①大阪市における都市型保育所の概要、②園庭と園庭代替空間の利用実態を明らかにした。本研究から得られた結果は以下の 4 点である。

- 1) 大阪市の待機児童数は 2018 年以降、少なくなっている。現時点を、保育施設の量的な整備が完了直後と位置付けることができる。近年の大阪市都心六区では、未就学児の人口増加率が他区に比べて高い。それに対して都心をのぞく他区では未就学人口が減少傾向に傾いており、都心六区における保育施設の環境整備が求められている。大阪市内の保育所は概ね中層の建物全体を使うタイプが主流であるが、高層建築を利用するタイプも一定程度みられる。高層建築については、全体利用は都心部で、一部利用は他区にみられる傾向がある。
- 2) 大阪市内の保育所の 7 割程度が、定員園児数一人あたりの園庭面積が、設置基準の 3.3 m<sup>2</sup>を下回っている。そのうちの少なくとも 6~7 割程度の保育所が園庭代替空間を利用しており、その傾向が顕著なのは都心六区の保育所である。また、定員園児数一人



当たりの園庭面積が設置基準を下回るケースが都心六区で多くみられる。それらから、園庭面積の不足やそれを補足するための園庭代替空間の利用が顕著であるのは、近年、保育施設的环境整備ニーズがある都心六区においてである。園庭代替空間は主に街区公園の利用が主であるが、寺社境内や町会が管理する広場を利用する保育所があることが確かめられた。園庭代替空間の種類については、東京都内（文献6）や名古屋市（文献12）を対象とした研究において報告がある。他都市でも公園や寺社などが挙げられており、本研究の結果と同様の傾向にある。一方、町会の管理下にある空間が利用されている点は他都市での調査報告ではなかった。これまでの研究では園外活動に地域の協力が得られない、または保育者独自の工夫や努力で活動計画をしている点が課題として挙げられており、地域と保育所との関係性を考察するための希少な事例として、今後の研究対象になり得る。

- 3) 園庭と園庭代替空間との利用方法の違いが明らかになった。3歳以降の園児はそれまでの年齢層の園児に比べて遊びの幅が大幅に広がる傾向にある。遊びの種類については、園庭では園内の道具や遊具を用いた目的志向型の遊びがみられる傾向があり、園庭代替空間では大型遊具や、広いスペースを利用した鬼ごっこの他に、園児自身が遊びの目的や対象を継続的に変化させるような非目的型の遊びが展開されている。園庭代替空間は一つの空間に限定されているわけではなく、季節、園児の発育、遊びの目的などの保育者による保育計画にそって複数の選択肢が準備されている場合が散見される。園庭代替空間は園庭がない保育所の半数以上が週3回以上の頻度で利用しており、日常的な活動になっていることがわかる。
- 4) 園庭代替空間に至るまでの移動空間である、中間領域の利用状況を確認した。中間領域は保育所を拠点に100～200m圏域の規模が多く、状況によっては1km弱の圏域に広がる場合があることが事例調査よりわかった。中間領域は移動だけでなく園外活動を楽しむ要素を含んだ魅力的な空間であることが、既往研究と同様に追認できた。園庭代替空間までの移動中にみられる植物や動物、街並みの観察遊びや近隣住民との交流などが、園児が中間領域を利用する際に喜ぶ場面である。一方、交通事故、不審者、路

上ゴミなどから園児を守ること、利用する園庭代替空間の一般利用者への配慮することなどの注意点がみられた。都市型保育所の一般化に伴い、園外活動における保育者のストレスが日常的になっていることが推察される。

以上より、都市型保育所の質的な整備指針を考えるための論点を三つ提示する。①安全な園外活動を日常化するための制度的課題と②都市的課題、そして③園庭遊びとの往還が円滑にできる園庭代替空間の確保、である。

①については、以下のように考える。都市型保育所は設置基準が変更されたからではなく、「配慮」による読み替えによって増加してきている。つまり職員数の規定などはこれまで通りであり、活動範囲が都市へと拡大している都市型保育所ではその活動をマネジメントするために必要な職員数は必然的により多く必要になる。都市型保育所の園庭代替空間の利用を安全に日常化するためには、目配りが十分にできる保育者の確保が望ましく、都市型保育所に応じた設置基準案の検討が求められる。

②については、都市型保育所設置申請時などに中間領域、園庭代替空間となり得る公園や街路を抽出し、ハード、ソフトの両面からの点検を系統的に実施することなどが提案できる。都市の再整備の方針に、まちで育つ子どもやそれをサポートする保育者の意見が反映されることは都市環境のユニバーサルデザインの新しい視点となり得ると考える。

③については、既存のプレイロットや都市公園の分布、街路の性質などを元に、都市型保育所の設置に適正なサイトであるかを評価できる指標の検討などが考えられる。

今回は、都市型保育所の質的な整備指針の考案に向けた論点を示すことができた。今後は、引き続き大阪市の都心における保育所を取り巻く都市環境の具体的な整備に向けた調査研究が必要である。

#### 謝 辞

本研究のアンケート調査では、大阪市内の45の保育所に御協力頂きました。また、そのうち7の保育所には、新型コロナウイルスなどの不安定な状況下にあつたにも関わらず、煩雑な遠隔調査依頼をご快諾いただき、貴重なお時間をインタビュー調査に割っていただきました。記して御礼を申し上げます。

#### 注 釈

注1) 1979年には都市住宅容積ボーナス制度（現在の都心居住容積ボーナス制度）が始まり、JR環状線内側を含む適用地区への共同住宅建設を誘導している。1994年には上記のボーナス制度適用区域の一部について住宅附置誘導制度を実施し、主たる用途が事務所・店舗である建築には一定割合以上の住宅を附置するよう、事業者と大阪市間で事前協議するようになっていた。1997年に

は共同住宅の容積率の算出に要する延床面積に共用廊下や階段部分の面積を含めないとの改正が建築基準法において行われた。また、2002年の都市再生特別措置法により、大阪市都心部の特定の地区において既存の用途地域による規制の適用を除外し、自由度の高い計画が可能になっている。

- 注 2) 文献 3 より引用。p. 780。
- 注 3) 1948 年制定の「児童福祉施設最低基準（現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」）」に、保育所の設備基準（第 32 条第 5 項）が定められている。そこには、「満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ）、調理室及び便所を設けること」とあり、付近にある公園などを園庭の代替空間として確保することが一定条件の下、許されている。特に園庭代替空間については、2001 年に交付された厚生労働省から各自治体の主幹部局に宛てた通知（「土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な都市部等において、屋外遊戯場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由なくこれ以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。」との記述がある。）が、敷地内に十分な規模の屋外遊戯場を確保できないことを保育所の認可のハードルにならないように促すものとなった。それを機に都市部では、近年、近隣の公園などを園庭代替空間として申請したり、既存建物の一部などを保育所とするなどして、保育所の量的な充足が急速に図られている。
- 注 4) 文献 6、10、14 再掲。
- 注 5) 文献 13 再掲。
- 注 6) 文献 11、12 再掲。
- 注 7) 文献 6 再掲。
- 注 8) 文献 7、8 再掲。
- 注 9) 文献 9 再掲。
- 注 10) インターネットの複数の住宅情報サイトにおいて売買されている共同住宅を母集団とし、系統サンプリングにより標本抽出した。抽出データは重複を取り除き、集計している。
- 注 11) 現在、厚生労働省が公表しているデータは 1999 年以降のものである。
- 注 12) 文献 11、12 再掲。
- 注 13) 都市公園法施行令によると街区公園は、街区内の居住者の利用を目的として造られており、その標準的な面積は 0.25ha (2,500 m<sup>2</sup>) 程度と定められている。
- 注 14) 浦田らは文献 6 において、東京都内の園庭をもたない保育施設を調査し、散歩の目的地（文献 6 では地域資源と呼ばれている）までが 10~20 分の距離であることを示している。大幡らは文献 9 において、名古屋市内の保育所の散歩の目的地が概ね 700m の範囲に納まること、移動速度が 39m/分であることを示しており、概ね 20 分程度の範囲に目的地があることを示唆している。横浜市内の保育所を対象とした文献 11 では園外活動で利用する公園までは平均 213m で、ほぼ 900m の範囲内に納まると述べている。いずれの文献でも年齢や園外活動の目的に応じて、移動距離は変動するとしている。
- 注 15) 栗原らは遊びを「達成感」「勝負に勝つ」など目的が明確であるもの（ゲームなど）、対象物を中心に遊びが決定されるもの（虫草花遊びなど）、目的や対象が常に定まらない状態のもの（散策おしゃべりなど）に分類し、遊びの型を目的志向型、対象志向型、非志向型に分類している。栗原らは非志向型について、「『志向』が『ない』という意味合いで使われているわけではなく、『志向』が『一定に定まっていない』状態のことを意味している」とし、加えて「『遊び』『場所』『ひらめき』などによって常に『志向』が流動していく」と説明している。
- 注 16) 「園児が喜ぶ場面」とは園児がお散歩中にあらかじめ楽しみにしている場面や場所、さらには偶発的に園児に笑顔がみられる場面や場所を問うために設定した。調査では「園庭から屋外遊戯空間までの中で園児が喜んでいるところを教えてください。（複

数回答）」という問い方をした。

参考文献

- 文 1) 岡絵理子：大阪市都心 6 区における超高層集合住宅の立地動向とその実態に関する研究、都市住宅学、都市住宅学会、No. 87、pp. 86-91、2014
- 文 2) 實清隆：バブル崩壊後における地価下落と大都市での都心回帰現象に関する研究、総合研究所報、奈良大学総合研究所、No. 15、pp. 21-34、2007
- 文 3) 高田光雄、巽和夫、毛谷村英治、大森敏江：子育て期世帯の都心居住-関西三都市の比較研究-、都市計画論文集、日本都市計画学会、vol. 26、pp. 776-780、1991
- 文 4) 仙田幸子：大都市圏の女性のフルタイム継続率に関わる要因の検討、家族社会学研究、日本家族社会学会、第 13 号、第 2 号、pp. 63-72、2002
- 文 5) 小野尋子、大村謙二郎：育児期にある共働き世帯の居住地選択からみた都市整備の方向性に関する基礎的研究、都市計画論文集、日本都市計画学会、vol. 34、pp. 289-294、1999
- 文 6) 浦田愛永、後藤春彦、山村宗：園庭をもたない保育施設における園外活動の空間的な広がり地域資源活用、都市計画論文集、日本都市計画学会、vol. 53、No. 3、pp. 423-430、2018
- 文 7) 山田あすか：東京都内の種別が異なる小規模保育拠点におけるとし環境の利用・評価に関する研究-小規模保育拠点とその保育の場となる都市環境の在り方についての研究その 2-、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 81、No. 723、pp. 1069-1078、2016
- 文 8) 山田あすか：拠点外空間での保育に着目した小規模保育拠点運営の実態と保育者による都市環境評価、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 75、No. 658、pp. 2789-2798、2010
- 文 9) 太幡亮亮、古川智之、恒川和久、生田京子、谷口元：保育園時の散歩行動と街路環境の関係-名古屋認可保育所での散歩行動観察を通じて-、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 78、No. 689、pp. 1533-1542、2013
- 文 10) 田中稲子、三輪律江、松橋圭子、谷口新：横浜市における駅前保育施設の園外活動の場としての街区公園利用とその評価に関する研究、都市計画論文集、日本都市計画学会、vol. 44、No. 3、pp. 373-378、2009
- 文 11) 三輪律江、田中稲子、松橋圭子、谷口新、田村明弘：保育施設の「屋外遊戯場」としての公園の代替利用に関する研究-横浜市における保育施設を対象としたアンケート調査より-、都市計画論文集、日本都市計画学会、vol. 43、No. 3、pp. 907-912、2008
- 文 12) 松橋圭子、三輪律江、田中稲子、谷口新、大原一興、藤岡泰寛：保育施設における屋外環境と園外活動の実態から見た地域資源のあり方に関する研究-横浜市を対象としたアンケート調査より-、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 75、No. 651、pp. 1017-1024、2010
- 文 13) 小池孝子、定行まり子：都市部における保育施設の屋外保育環境について-東京都区部における複合型保育所の施設環境に関する研究その 2-、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 37、No. 628、pp. 1197-1204、2008
- 文 14) 小林陽、山田あすか：東京都家庭福祉員制度での拠点内の環境づくりと都市環境の利用・評価に関する研究-小規模保育拠点とその保育の場となる都市環境のあり方についての研究その 1-、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 77、No. 681、pp. 2507-2516、2012
- 文 15) 栗原知子、熊澤栄二：「子どもの遊び」にみる「生きた環境」の意味に関する研究-遊びの志向性と遊び場所の関係について-、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会、vol. 67、No. 558、pp. 175-181、2002